

静内水委訓令甲第1号

静岡県内水面漁場管理委員会文書管理規程（平成21年静内水委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

静岡県内水面漁場管理委員会 会長 平野國行

第2条第1項第1号中「水産資源室」を「水産資源課」に改める。

第2条第1項第1号中「水産資源室長」を「水産資源課長」に改める。

第4条第1項中「水産資源室長」を「水産資源課長」に改める。

第10条第5項及び第12条第1項中「私学文書管理室長」を「文書課長」に改める。

第19条第1項及び第2項中「文書室長」を「文書課長」に改める。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。